

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十年一級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項に規定する奈良県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の期日及び時間

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

平成二十年七月六日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(二) 設計製図の試験

平成二十年九月十四日（日）

午前十一時三十分から午後四時まで

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

平成二十年七月二十七日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(二) 設計製図の試験

平成二十年十月十一日（日）

午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 畿央大学（北葛城郡広陵町馬見中四一一一三）

(二) 設計製図の試験 右同

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 畿央大学（北葛城郡広陵町馬見中四一一一三）

(二) 設計製図の試験 右同

三 受験申込手続

1 受験申込書の配布

(一) 配布期間 平成二十年四月七日（月）から同月十八日（金）まで（同月二十一日（土）及び同月十三日（日）を除く。）の午前九時三十分から午後四時三十分まで（最終日は午後三時まで）

時三十分まで（最終日は午後三時まで）

(二) 配布場所 社団法人奈良県建築士会（奈良市大宮町二一五—七 奈良県建築士会館）

2 受験申込書の受付期間

平成二十年四月十四日（月）から同月十八日（金）までの午前十時から午後四時まで

3 受験申込書の受付場所

社団法人奈良県建築士会（奈良市大宮町二一五—七 奈良県建築士会館）

4 受験申込方法

受験申込書は、原則として3に掲げる受付場所に申込者本人が直接提出してください。ただし、やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認めます。

郵送の場合は、申込み受付最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達としてください。

なお、インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

平成二十年四月一日（火）から同月七日（月）まで（時間は、受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで）の間に、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込んでください。

5 受験手数料

一五、一〇〇円を財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により、あらかじめゆうちょ銀行又は郵便局に払込んで納付してください。（他に、払込手続手数料が必要です。）

また、インターネットによる受験申込については、一五、一〇〇円を財団法人建築技術教育普及センター指定のクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付してください。（他に、事務手続手数料が必要です。）

なお、受験手数料は、受験しなかつた場合にも返還されません。

四 合格者の発表及び合否の通知

合格者の発表は、学科の試験については、二級建築士試験は平成二十年八月二十六日（火）、木造建築士試験は同年九月九日（火）、設計製図の試験については、二級建築士試験、木造建築士試験ともに同年十二月四日（木）の予定です。

合格者については、合格者の名簿を財団法人建築技術教育普及センター近畿支部、社団法人奈良県建築士会及び奈良県土木部建築課において掲示します。（設計製図の試験については、奈良県公報による公告も行います。）

受験者（欠席した者を除く。）には合否の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績をあわせて通知します。

五 学科試験の免除

平成十八年又は平成十九年の二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験（他の都道府県知事が行つた二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験を含む。）に合格した者については、その者の申請により、それぞれの学科の試験を免除します。

六 その他

二級建築士試験及び木造建築士試験について不明な点は、次に掲げる場所へ照会してください。

奈良県土木部建築課（〇七四二一七一七五六四）

財団法人建築技術教育普及センター近畿支部（〇六一六九四二一三一一四）

社団法人奈良県建築士会（〇七四二一三〇一三一一一）